

北海道希少野生動植物種保護対策検討有識者会議 開催要領

第1 目的

北海道環境生活部は、北海道の希少野生動植物種保護対策の検討にあたり、有識者等からの意見聴取、情報交換等（以下「意見聴取等」という。）を行うことを目的として、「北海道希少野生動植物種保護対策検討有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催する。

第2 議題

有識者会議の議題は、次のとおりとする。

- 1 希少野生動植物種の総合的な保護施策に関する事項
- 2 北海道レッドリスト及び北海道レッドデータブックに関する事項
- 3 北海道生物多様性の保全等に関する条例に基づく指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種に関する事項（同条例第 42 条の規定による指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の指定又は解除に係る候補種並びに第 65 条の規定による生息地等保護区の指定又は解除に係る候補地の選定に関する事項を含む。）
- 4 希少野生動植物種の保護施策の推進に必要な調査に関する事項

第3 構成

- 1 有識者会議は、構成員 15 名以内で構成する。
- 2 構成員は、有識者等への出席依頼及び承諾の手続きにより環境生活部長が選定するものとする。
なお、上記手続きにおいて、有識者が所属する団体等から要請があった場合は、環境生活部長が委嘱書を交付するものとする。

第4 有識者会議の開催

- 1 有識者会議の開催は、環境生活部長が招集し、主催する。
- 2 有識者会議での議事進行を円滑に行うため、構成員の中から座長を 1 名選出するものとする。

第5 専門部会の開催

- 1 各生物分類群に関する専門事項について意見聴取等を行うため、必要に応じて専門部会を開催するものとする。
- 2 専門部会で意見聴取等を行う専門事項は、第2に規定する事項とする。
- 3 専門部会は、各生物分類群について、有識者会議の構成員の中から環境生活部長が指名する者及び第3に規定する方法により環境生活部長が選定する者で構成する。
- 4 専門部会の開催は、生物多様性担当局長が招集し、主催する。
- 5 専門部会での議事進行を円滑に行うため、構成員の中から座長を 1 名選出するものとする。

第6 会議の公開

有識者会議や専門部会では、希少野生動植物種の生息・生育情報に関する意見聴取等を行うことから原則非公開とする。

第7 事務局

有識者会議の事務局は、環境生活部環境局生物多様性保全課に置く。

第8 その他

この開催要領に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この開催要領は、平成 28 年 5 月 19 日から施行する。
- 2 この開催要領の施行に伴い、「北海道希少野生動植物保護対策検討委員会設置要綱（平成 26 年 4 月 23 日施行）」は廃止する。

附則

この開催要領は、平成 30 年 4 月 6 日から施行する。